

受理	令和3年陳情第3号	陳 情 者	四国中央市三島宮川5丁目8番57号 宇摩旅客自動車協同組合 代表理事 宇田 直器
	令和3年12月2日		
件名	ライドシェアの導入に反対し、安心・安全なタクシー事業の推進を求める意見書提出を求める陳情		ほか5者
陳 情 の 要 旨			
<p>[陳情趣旨]</p> <p>地域の面的な交通ネットワークを支えるタクシーは、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスが可能であり、移動の自由度が高いことから、高齢者や身体の不自由な方などを含め、利用者の個々のニーズに対応できる公共交通機関として、国民生活の中で大きな役割を担っています。</p> <p>また近年では、地元自治体の要望を受けて乗り合いタクシーを展開するなど、特に過疎地域における地域住民の移動手段として、ますます必要性が増している現状があります。</p> <p>その一方、シェアリングエコノミーの成長を促すという名目で、インターネットを利用した「ライドシェア」と称する、いわゆる「白タク」行為の容認を求める動きが出ています。「ライドシェア」は、その事業主体が運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としていることから、安全の確保や利用者の保護といった観点からの懸念が払拭できません。</p> <p>このことは、道路運送法、道路交通法及び労働基準法等の様々な法令を遵守し、安全運行にコストをかけ、市民に安心・安全な輸送サービスを提供するタクシー事業の根幹を揺るがすとともに、平成25年11月に議員立法により改正された「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」の意義を大きく損なうものでもあります。</p> <p>以上の趣旨から、国において下記事項について措置を講ずるよう、意見書を提出されることをお願いいたします。</p> <p>[陳情項目]</p> <p>国に対し、ライドシェアの導入に反対し、安心・安全なタクシー事業の推進を求める意見書を提出すること</p>			
結 果			